解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

神戸市長田区御屋敷通三丁目一番一号

株式会社サンヨーマート

代表清算人　福岡　幸雄

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

福岡市東区馬出二丁目二〇番六号

有限会社ＭＯＶＥ

清算人　熊手　豊

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

東京都葛飾区新小岩二丁目六番二号みはるビル四Ｆ

特定非営利活動法人日本活性化研究所

清算人　貞松　成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

東京都港区西新橋三丁目四番二号

特定非営利活動法人エコリビング推進認証協議会

清算人　植栗　勉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

岐阜県各務原市蘇原新生町三丁目一三番地

特定非営利活動法人サポートなごみ

清算人　佐森　毅

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

奈良市山町一二三番地の四

特定非営利活動法人咲瑛福祉会

清算人　樋木　茂光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

山口県岩国市麻里布町三丁目二〇番二〇号

医療法人信明会

清算人　二宮　ちせ

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九五五番地一

清算法人中山間諫山土地改良区

代表清算人　持永　秀春

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

東京都豊島区池袋本町一丁目一五番四号

特定非営利活動法人グループホーム・ミニポケット

清算人　豊田由美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十八日社員欠亡の理由で解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

東京都杉並区高円寺南三丁目四八番一四号

特定非営利活動法人ゆいまーる

代表清算人　村岡　幸江

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

東京都武蔵野市西久保一丁目六番二五号西川ビル五〇二株式会社日本緑地技術サービス内

特定非営利活動法人アイシーティまちづくり連携

清算人　河合　芳樹

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月十九日開催の臨時総会の決議により平成二十三年二月十六日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

京都府綾部市岡町堂ノ前一三番地

岡町生産森林組合

代表清算人　西村　英次

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

大阪府大阪市天王寺区四天王寺一丁目一一番一八号

財団法人四天王寺史料普及会

代表清算人　森田　俊朗

解散公告（第二回）

当組合は平成二十三年三月四日に神戸市長の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

神戸市西区水谷二丁目一七番四五号

神戸市水谷中央特定土地区画整理組合

清算人代表　梅田　敏郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十三年三月一日厚生労働大臣の承認により解散したものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

福岡県福岡市中央区高砂二丁目一〇番一号

九電工グループ厚生年金基金

代表清算人　後藤　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

宮城県石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑八四番地一

財団法人藤野育英会

代表清算人　藤野　艶子